## · 決議 15.2

## 野生生物取引政策の検討

条約前文の第3段落で、国民及び国家がそれぞれの 国における野生動植物の最良の保護者であり、また最 良の保護者でなければならないと規定していることを 想起し、

第 14 回締約国会議で採択された「CITES 戦略ビジョン: 2008-2013」の目標および目的、特に、締約国は 条約に基づく義務を、適切な政策、法規、手続きを通 じて遵守するとした目的 1.1 を再確認し、

条約の施行、CITES に関係する国内政策および法規、 CITES 掲載種の管理計画における効果的な統治体制の 重要性を認識し、

2009年3月8日から11日にクウェートで開催された「野生生物取引政策の検討に関するアラビア語圏地域ワークショップ」の勧告を想起し、

## 条約締約国会議は

輸出国および輸入国に対し、国際的な野生生物取引に野生生物取引政策が与える影響の理解を促進するために、環境、社会、経済問題および関連政策文書を考慮し、CITES 掲載種の標本の利用および取引に関する野生生物政策の検討を自主的に実施するよう呼びかける。

さらに、締約国に対し、参加する国々の実態に従って、 地域または小地域の野生生物取引政策の検討を自主的 に実施するよう呼びかける。 野生生物取引政策の検討を実施することを決定した 締約国に対し、CITES 政策検討プロジェクト(2006-2008)で学んだ教訓および開発したツールを考慮に入 れるよう求める。

自主的に野生生物取引政策の検討に着手する締約国 に対し、それら検討に関連した細部および学んだ教訓 について、他の締約国と共有するよう要求する。

事務局に対し、必要な資金の調達および必要な技術協力の提供を通じて、野生生物取引政策の検討を促進し、野生生物取引政策の検討に関して締約国が自主的に提供した情報を編纂し、この情報を他の締約国に提供するよう指示する。

締約国に対し、野生動植物に関係する取引政策を採用する際、先住民その他の地域社会のニーズを考慮に入れるよう奨励する。

締約国に対し、科学と政策の接点を横断して相互の 理解および支援を推進し、生物学者並びに社会学者と 政策決定者による分野横断的な作業を確保することを 求める。

「野生生物取引政策の検討に関するアラビア語圏地域 ワークショップ」に相当するものを、他の地域でも行 うよう呼びかける。

さらに、二国間、多国間、その他の関心を持つドナーおよびパートナーに対し、野生生物取引政策の検討および関連する制度構築活動を支援するよう呼びかける。